

Fitness Industry Association

発行:(社)日本フィットネス産業協会
TEL.03-5207-6107
FAX.03-5207-6108
E-mail.ftys@fia.or.jp
http://www.fia.or.jp

NEWS

編集:(株)クラブビジネスジャパン
フィットネスビジネス編集部
TEL:03-5459-2841
FAX.03-3770-8744
E-mail.info@fitnessclub.jp
http://www.fitnessclub.jp

3月11日に発生した東日本大震災において被災されましたフィットネスクラブ、
関連各社の従業員並びにご家族の皆様、心よりお見舞い申し上げますと共に、
1日も早い復興をお祈り申し上げます。
社団法人 日本フィットネス産業協会

Board Meeting

理事会報告

第145回 FIA理事会開催

JASRAC手続きなどについて確認

平成23年3月10日(木)、第145回目となるFIA理事会が弘済会館(千代田区・麹町)にて開催された。藤原会長、田中副会長、吉田副会長ら22名が参加し、JASRAC手続きやFIA協賛イベントなどについて議論した。討議の結果および確認・報告事項は下記のとおり。

(1) JASRAC手続きについて

2月7日に「FIAニュース」掲載に伴い、HPにも会員向けQ&A基本構図編を掲載。2月22日に、音楽著作物利用許諾契約申込書(複写記入用紙)ほかをメールおよび郵送。2月25日、会員向けQ&A手続き編をメールおよびHPに掲載。理事会では、手続きの概要を再確認したうえ、現在の届け出状況を報告。正会員およそ100社中、12~13社が掲出済み。

(2) 業界関連イベントについて

今年のHFJは現在のところ、後援名義、セミナーの提供を見送る考え。ただし、今後要請があれば再検討する。これとは別に、下記のイベントについてFIAが主体的にかかわることを検討する。

①「フィットネスホットライン2011」連携実施の件

主催:「フィットネスホットライン 実行委員会」(ミズノ主体)

会場:大阪・なみはやドーム

時期:毎年11月

対象:インストラクター向け指導スキルセミナー

講座数:40~60講座

※FIAが主催にかかわることで、「健康運動指導士等の資格

継続認定講習会」とするよう取り計らう。

②「ダイエット&ビューティー展」(他)からの連携打診の検討

主催:UBMメディア 過去2年FIA「後援名義」

会場:東京ビッグサイト

時期:毎年9月

対象:ダイエット&ビューティー展=エステ・ネイル系

スパジャパン(スパ&リラクゼーション展)=スパ温浴系

※主催者としては、美・癒・健分野の総合展としたい意向があり、「+フィットネス展」として拡充したい。

FIAの立場としては、下記4点を重視している。

①賛助会員の各商材の紹介と販売促進も図りたい

②従来のマネジメント系セミナーに加え、指導員スキルの向上に資する教育プログラムも手がけたい

③従業員能力開発系プログラム提供の機会がある

④健康・フィットネス系事業総合展の模索

(3) 協賛名義使用許可申請について

下記団体の2つのイベントに対して、協賛名義使用の申請があり、許可した。

行事主催社名:UBMメディア株式会社

●事業の名称:「ダイエット&ビューティフェア2011」

行事の期間および場所:平成23年9月26日(月)~28日(水)

東京ビッグサイト 西1、2ホール

主な来場者:全国および海外の健康産業・美容業界(美容施設、化粧品、減量、食品、機器ほか)、医療・福祉関係者、ホテル関係者、ビジネス関係者、ほか

動員目標:30,000人(同時開催のスパ・ジャパン2011 来場者を含む)

●事業の名称:「スパ・ジャパン2011」

行事の期間および場所:平成23年9月26日(月)~28日(水)

東京ビッグサイト 西1ホール

主な来場者:全国および海外のスパ・フィットネス・リラクゼーション施設、ホテル・旅館・レジャー施設、ほか

動員目標:30,000人(同時開催のダイエット&ビューティフェア2011 来場者を含む)

(4)新規入会および退会承認について

<新規入会>

◆正会員

・株式会社フィットネスイノベーション

(本社 横浜・戸塚 代表取締役 増田秀俊氏)

◆賛助会員

・サンケイアキア株式会社

(本社 大阪・中央 代表取締役社長 杉原英機氏)

・株式会社ヴィクトリー

(本社 静岡・三島 代表取締役 昆 勝男氏)

<退会>

◆正会員

・株式会社オカモト

(本社 北海道・帯広)

・日本スポーツライフ株式会社

(本社 東京・中央)

・株式会社アクティス

(本社 新潟・三条)

・株式会社ユニチカ京都ファミリーセンター

(本社 京都・伏見)

◆賛助会員

・総合ユニコム株式会社

(本社 東京・中央)

・カワイ株式会社

(本社 福井・越前)

(5)委員会・分科会別の進捗状況などの報告

<総務委員会>

①職業能力開発協会(JAVADA)

1. 職業能力評価基準整備(改訂)作業の件(報告)

平成18年に刊行した当業界従事者向け「職業能力評価基準(職務案件表)」「能力評価表」などの内容整備(リニューアル)を昨年秋より進めていたが、ほぼ終了し、年度内に報告書が確定する。4月以降加盟各社宛、報告書を送付予定。また、必要に応じ、説明会などを計画する。今回は、中途採用面接などに使用できる、職務要件確認表(スタッフ職向け・インストラクター向け)など、国のジョブカード制度に沿った内容も含まれている。

※整備委員会委員としてご協力いただいた原田宗彦理事(座長)はじめ各社の皆さまに感謝申し上げます。

2. 職業能力開発協会会員加入の件(審議)

同協会が実施する各種「キャリア開発事業(講習・講座)」は、仕組み・費用など総合的に見て優れたものと考えられ、

これを活用すべく同協会の「団体会員」に登録することにつき承認を得たい。年会費額90,000円。

②セーフティーネット保証5号への継続申請の件(報告)

従来より当業界も指定を受けていた「セーフティーネット保証5号」につき、22年度末の期限以降も指定延長を受けられたしとのサービス産業課要請があった。当面上半期(9月末)までの指定を受けている。以降も指定が必要な場合は、中小企業における売り上げ・収益の縮減を数値で提示の必要があり、「特サビ」で導き出せないで加盟クラブからの数値提出を要請したい。

③一般社団法人移行申請の件(報告)

1月21日電子申請済み(内閣府 公益等認定委員会宛)。認定委員会による審査が進行し、数点の指摘事項もあり、対応中。定款の改定に関する指摘については、「総会による承認」も考えられ、今後理事会で協議。

<社外・渉外委員会>

①新潟県健康ビジネス連峰からの打診(サービス産業課紹介)

新潟県(産業労働観光部)と新潟県健康ビジネス協議会が中心となり、「健康ビジネス連峰政策」として健康関連ビジネス(食・もの・サービス)の相乗効果や新規ビジネス創出を企図し活動中。具体的成果物(商材)としての竹井機器工業製トレーニングマシン紹介について打診あり。→竹井機器工業へ賛助会員をご案内。

<事業委員会>

①「FIAマスターズスイミング選手権大会2011」(第17回)

期日:平成23年3月5日(土)・6日(日)

参加数 2,829名 493チーム

世界記録 3

日本記録 12

世界記録 4人×50mフリーリレー(320歳区分)

バタフライ 男子50m(75歳区分)

バタフライ 男子100m(35歳区分)

参加者募集や実行委員・競技役員派遣など、各方面のご協力ありがとうございました。来年度(平成24年3月)は3月3日(土)・4日(日)実施予定。

※本年9月の「FIAマスターズスイミングフェスティバル」(京都アクアリーナ)は、9月25日(日)予定。

②賀詞交換会

1月21日(金)開催。

参加者数 218名 正会員約60人 他賛助会員

<調査研究委員会>

「フィットネス産業基礎データ資料」定例調査様式を設定。各年で内容を変化させず、連続した調査として再スタート予定。

<組織基盤拡充委員会>

①北陸フィットネスクラブ協会 賀詞交換会と合体してセミナー開催

開催日: 2月3日(水)

場所: ホテルグランピア小松(石川県小松市)

参加者: 40名

セミナー内容: 「紹介が紹介を生むクラブ運営」田村真二氏、「音楽使用の著作権料」FIA事務局

②みちのくフィットネスクラブ協会共催「FIA東北セミナー」

「健康運動指導士」「健康運動実践指導者」の資格更新認定講習として実施。

開催日: 2月6日(祝)

場所: 仙台医健専門学校

参加者: 参加39名。

学科(座学)3講座=5単位 昨年11月の実技5単位と併せ10単位。

セミナー内容: 「メタボ予防の栄養と運動」藤井久雄氏、「生活習慣病と運動疫学」高橋英子氏、「テーピングの考え方とテクニック」今井 丈氏

③九州スポーツクラブ協議会 共催セミナー開催

開催日: 3月23日(水)

場所: ホテルクラウンパレス博多

セミナー内容: 「フィットネス業界のブルーオーシャン戦略」佐藤健一氏、「フィットネスクラブで使用する音楽の使用料の支払いについて」FIA事務局

Topics

トピックス

3月23日(水)、ホテルクラウンパレス博多にて九州スポーツクラブ協議会 共催セミナーが開催された。2つ行われたセミナーのうち、今月よりフィットネスクラブに課金される音楽使用料の支払いについて、当協会、杖崎 洋のセミナーを紹介したい。過去にも、今回の件にFIAとともに取り組んでいた吉羽弁護士のセミナー模様をご紹介した。また、各クラブには既に支払いに関する資料などが届けられており、ご存じの内容が多いと思うが、再度確認の意味でご覧いただきたい。

フィットネスクラブで使用する音楽の使用料の支払いについて

社団法人日本フィットネス産業協会 杖崎 洋

震災の影響について(報告)

まず本題の前に、先日起った地震についてご報告しておきましょう。FIAに加盟いただいている皆さまについては、幸いにして施設の全損はありませんでした。また、人的な被害についても重篤なものはなかったようです。安全確保や計画停電などに対して様子を見るために、1週間ぐらい休業したクラ



杖崎 洋氏

ブもありましたが、今は大体営業を再開されています。しかし、宮城・茨城・福島・千葉・埼玉・東京・神奈川にある30~35クラブは、まだ復旧の見込みが立たないという報告を受けています。このなかでは配管系に重大な損傷を受けたところが1つ、そのほかには、損壊はそんなに大きくはないけれど、修理の手配や人材の手配調整にまだ時間がかかりそうなところ、また重油などのエネルギー源の確保が困難なため、というところがあります。

休業が長引くとお客さまから「会費との関係はどうなっているの」というお声があがってくるはずですが、しかし、大体各クラブとも、規約のなかで会費返還については明記していると思いますので、それに沿って進めていただければと思います。今回、ちょうど春休み近くで、子どもの短期スイミングではせっかく集客できたのに、余震やエネルギー源が不安なため、キャンセルするというお話もありました。

計画停電への対処もたいへんでしょう。1回の停電は3時間ですが、クラブの場合は、やはり安全面からお客さまに事前に退館していただく時間として約1時間、復旧してボイラーをつけたりなどの準備時間が約1時間、すると結局3時間の停電に対して前後合わせて約5時間営業を休止しなければなりません。そうすると、1日の営業時間は約半分ぐらいになってしまい、さらにグループによっては1日2回も停電になってしまうと、営業がほぼできない状態になってしまうということも起こっています。

これから少しずつ暖かい季節となり、しばらくは安定した状況になるかもしれませんが、夏になって、またクーラーなどで電力がひっ迫してくると、今にもまして停電が起こる可能性があります。これを考えると、対策を考えていく必要があるでしょう。これにより、中長期でお客さまを失ってしまうのではと、厳しく捉えているクラブもあるようです。

音楽使用料支払い義務について

では、本題に入りましょう。今回の音楽使用料支払いについて、一番多くいわれるのは、「私たちが使っているのはほとんど洋楽ではないか。洋楽なのに、なぜJASRACという日本の

組織に払わないといけないのか。払ったお金は本当にアーティスト本人のところに行くのか」というものがありました。

また、JASRAC側にも問題がありました。フィットネスクラブとの間で、このような料金規程ができました。についてはスイミングスクールの皆さんもよろしく願います」というように、日本スイミングクラブ協会には一方的と捉えられる通知をしてしまったんですね。それにより、スイミングの皆さまから非常に強い抗議と非難を受けたようです。しかし、基本的にアクアビクスをやっているところ以外、スイミングスクールだけを行っていて、準備体操などのときに簡単な曲を使っているだけのところは全部除外となっています。

実はJASRACもフィットネスという業界を熟知して規程を制定したわけではなく、手探りでやっているのです。ですから、気になる点があったらどんどん伝えていただいた方がいいと思います。

なぜ支払い先が日本組織(JASRAC)なのか？

話は戻りまして、先ほどの「洋楽なのに、なぜ日本のJASRACに」というところをまとめておきましょう。JASRACのような音楽著作権団体は世界各国に存在します。そして各国の音楽著作権団体は、お互いに相互協定を結んでいます。海外に郵便を出すときでも、日本の切手を貼っていただけますよね、あれも日本と海外の郵便局でお互いにやり取りをしているからです。それと同じように、各国の音楽著作権団体と、日本ではJASRACが代表として相互協定を結んでやり取りをしているため、使っているのは洋楽であっても、費用はJASRACに払わなければいけないのです。

支払いまでの流れについては、1月31日付けで、JASRACから皆さんのもとへご案内が届いたと思います。FIAに加盟しているところには、去年の春先から何度となくいろいろな資料をお送りさせていただきました。加盟企業の場合、経営者のところに1通だけ資料をお送りしていますので、各クラブにはお送りしていません。しかし、JASRACは全国約8,000の施設を調査して通知を発送しました。そこに手続き方法については書いてありますので、すでに対処されているところもあるでしょう。

たぶん最初に届いた案内は、「...こういう手続きがこれから必要になります。あなたの施設では、音楽を使用したレッスンをしていますか？」という質問だったと思います。これに、「使っている」と返事をする、と手続き書が送られてくるという流れだろうと思います。FIA加盟のところについては、基本的には「対象である」ということを前提に、手続き書類を送付しています。

どのように音楽を使用すると、使用料を支払わなければならないのか？

一般的に考えられる音楽の使用法は、自分で聞くために音楽をコピーやダビングする、そのような“私的利用”ですね。今回はこれ以外の状態のことを指します。つまり、営業目的で音

楽を使用すること、音楽をかけてスタジオの中でレッスンをすることです。またストレッチエリアで、エンドレスでストレッチDVDを流している場合がありますが、そのDVDにBGMを入れこんで、ずっと流し続けていると、これも適用対象になります。営業として、または指導の場面で音楽を使用する場合は、すべて適用になるのです。

しかし、有線放送による館内BGMや放送中のテレビ番組から流れている音楽は、支払いの対象ではありません。有線を扱う会社から配信されているBGMについては、事業者の方で元栓処理をしてくれているのです。ですから、それを流しているクラブは支払う必要がありません。しかし、有線ではなく、支配人が自分の好きなCDをBGMとしてかけていたら、それは使用料を払わないといけません。このように、“BGMであれば適用されない”というわけではなく、すでに権利処理をされているBGMのみ、適用外となります。

使用料は誰が支払うのか？

これは、クラブの施設運営者が払う義務を負うことになっています。それは、フィットネスクラブの指導において音楽を流す場合は、フィットネスクラブ全体を管理している運営者が音楽を使用した者とみなされるからです。再生しているCDがインストラクターがもちこんだものであってもです。クラブ経営者からすると、「業務委託契約先であるインストラクターが自分でもちこんだものであり、レッスン料、つまり業務委託費用も払っているので、インストラクターが負担すべきだ」という見方もありましたが、支払うのは契約主体者、つまりは施設運営者となります。その理由は、1. 営業を管理支配している、2. 利益が帰属している、の2つであり、さらに、他業界での事例や判例の積み重ねによっても決められています。

では、“営業を管理支配している”とはどういうことでしょうか。実際の指導用音源の構成について、クラブの経営者が指示し、内容について管理しているということはほとんどないでしょう。しかし、例えば「この施設でアクアビクスのレッスンを行う」という設定を行っているのはクラブであり、「このレッスンは止めよう」というスタジオをつぶしてほかのコーナーにしよう」というクラスやスタジオの改廃を決めているのはクラブですね。また、2については、演奏料でいう“利益”とは、音楽を演奏することで入場者が入る、入場料を得ている者の利益を指します。スタジオでレッスンをするから会員が入り、その会員が払っている費用は入場料である、ということです。当然別の考え方もあると思いますが、これらはさまざまな業界で行われた協議や判例で形成されてきたルールなのです。

使用料算出方法について

使用料金額は、JASRACの使用料規定によって算出されています。これに基づき、月額使用料を算出してください。

その使用料というのは、フィットネスクラブのなかで音楽を使用している場所の面積と、後でご説明する月会費の額に基づいて決まります。

面積は、その施設のなかで音楽を使用している面積を合計したものです。月会費は、全営業日、全営業時間利用できる利用者の月会費です。会員種別には利用時間が指定されていたり、学生さんしか利用できないなど、いろいろなものがあると思います。そのような、曜日や時間が制限される種別ではなく、通常誰でも登録できて、全営業日、営業時間に利用できる方の月会費を指します。使用料規定には会費と面積に応じて各クラブが支払うべき1ヶ月あたりの料金が記されています。

手続きの手順について、企業とJASRACの間で交わす書類は2種類です。それは「音楽著作物利用許諾契約申込書」「利用状況届出書」の2つです。届出書の方で、各クラブの音楽を使用する面積や該当する会員種の月会費を届け出ることで、一覧表から月額の使用料が求められるようになります。

請求と支払について

支払いについては、最初の許諾契約申込書の段階で、請求書という支払方法を選ぶこともできますし、口座振替で自動引き落としを選ぶこともできます。支払方法、基本的な料金表は月払い、3ヶ月前払い、6ヶ月前払いでは0.5ヶ月分割り引きになる制度もあります。そのほか、年一括払いもあります。また、これから新しくできるクラブもあると思いますが、そのようなクラブは届け出た翌月からの徴収になります。

なぜ2011年から支払い義務が課せられたのか？

「なぜ今まで払ってなかったのに、急に2011年から払わなければならないのか？」という質問はたくさんの方からいただきました。著作権法というのは昭和45年に成立し、「著作物については、正当な著作権者に対して著作物使用料を払わないといけない」ということが決められました。しかしそうはいつでも長年の社会の慣行をすぐに変えることはできなかったため、ここに特例ができていたのです。これが1999年に廃止され、2000年からは基本的にはどんな著作物にも支払義務があったのですが、JASRACが制度を備を整える作業に時間がかかっていたために実行が遅れていたという事情があります。

正規のCDを使用しても支払うのか？

「正規のエクササイズCD」とは何かというと、例えばおとやトレーニングさまや、ブラボーグループさまで販売しているCDのことです。それらのCDを見ると、「このCDは正当に著作権の処理がされていますので、エクササイズで使用できます」と

書いてあります。しかし、さらによく見ると「ただし、利用にあたっては演奏料などの処理が必要になることがあります」と書いてあります。著作権はいろいろな権利の総称であり、先の「著作権の処理」の「著作権」とは、例えば録音権や複製権など、作詞家、作曲家などが持っている権利の一部を指しています。ほかには、インターネットなどにのせて配信することは公衆送信権に関わります。このようにいろいろな権利があるので、著作権のほかには著作権隣接権などもあり、本当によくこんなにたくさんの著作権があるものだと感心してしまうほどです。今回問題になっているのはそのなかの“演奏権”であり、インストラクターの皆さんがお使いのCDなどに書いてある「正当に処理されている」著作権というのは、“録音権”について処理されているということであって、“演奏権”については処理されていないのです。ですから、演奏権料については使用者が払わないといけないのです。

クイーンやマドンナといった一般の楽曲からつくられている音楽を使う限り、今回の対象になります。プレコリオ系の音楽については音源がどこから使われているか、というところまで本来なら突き止めることが必要でしょう。作曲者が、「このエクササイズのために作曲してほしい」と依頼されて作り、録音されプレスされて、作曲者も演奏者も「これはみんなの前で指導するためにつくったものですから、皆に配信します」というように、全部了解済みの音源であれば、今回の対象にはなりません。もし、お使いの音源を追求してくだされば、JASRAC管理の音源ではない可能性もあるかと思えます。

「当社では、当社独自のエクササイズ音楽をつくっている」というクラブの例がありました。しかし、CDをつくってもらっている専門の音源製作会社に確認したところ、その音源は、海外でつくられた一般の楽曲からもってきたものでした。そうすると、そのエクササイズのためだけに作曲され、演奏され、複製されたものではないわけです。ですから、これはJASRAC管理下の曲ということになりました。このように、「この曲は？」というのがあったら、少し突き詰めて調べてみるとよいでしょう。

そのほかにも、トレーニングマシンなどを使用しているときにお客さまが音楽を聞いている場合があると思いますが、これは“私的利用”になるため対象外です。

使用料について

「使用している音楽の分量で使用料は変わらないのか？」というお問い合わせも多く受けました。1日にいくつものレッスンで何十曲も使用しているクラブと、プール2コースぐらいを使って1週間に1回だけアクアビクスのレッスンをやっているクラブ、その2つに同じ料金表が適用されるのか？ということです。確かにそうですが、答えは、「適用されます」。理由は、後ほどお話ししましょう。

音楽使用面積の計算については、「広い体育館の一部を使用している場合は？」というご質問がありました。これは参

加者が通常使用している面積を大体で結構ですので、計算してみてください。広い体育館の全面積で計算することはありません。

例えば6コースあるプールで、全部に広がってアクアビクスを行っているクラブは少なく、通常そのうち2、3コースだけを使用していたりすると思います。そういう場合も、「通常これぐらいの範囲でやっています」という面積をご自分で判断して計算してください。

次に、使用料規定の表ですが、この表はすでにお手元に届いているかと思いますが、この表では、音楽を使用する面積の合計が横軸に設定され、月会費が縦軸に設定されています。それぞれの対象が交わる場所が、そのクラブが支払うべき1ヶ月の音楽使用料です。しかし、指定管理などでは「この月会費を払えばいつでも使い放題」というような制度ではなく都度料金です。例えばスイミングスクールのアクアビクスコースなども「いつでも使えます」というものではなく、週1回来る日が決められている場合がありますね。そのような場合は月会費の一番安いところ「月会費が5,000円まで」の部分を見てください。

次に特例についてご説明します。使用料計算の特例ということで、「面積が、66㎡以下のところにおいて演奏が行われる場合」というのがあります。例えばプールでいうと、プール1コースは通常長さ25m、幅1.2mであるとする、1コース30㎡です。2コース使えば60㎡、その2コースだけでアクアビクスをしている場合、使用面積は60㎡以下になります。そのような場合は、この使用料規定表の面積50坪までのところ、そしてそのクラブ自体の月会費額が交差する部分の金額の、さらに半額になります。

申込書について

最初に交わす契約申込書については、複写用紙になっています。これは、基本的に施設がいくつあっても1社につき1枚となっています。例えば施設が5つあった場合は、それぞれの施設の音楽使用面積を求め、その5施設の総合計金額を算出し、記入してください。支払方法欄には「預金口座振替」「その他」とあります。口座振替については、この許諾申込書の下に口座振替用紙がついていますので、そちらを使ってください。反対にJASRACから請求書もらい、それから支払いをしたいという場合は、「その他」のところに○をしてください。

利用状況届出書のほうは、原則1施設1枚になります。3クラブあれば3枚ですね(FIA加盟企業の場合、複数クラブあったときは、エクセルファイルで一括記入です)。施設の名称や住所、スタジオの面積などを記入してください。利用方法のところは、CDを使うということはレコード演奏になります。書き方については資料をご参照ください。これらの2つをJASRACに送ってください。

JASRACとの話し合いについて

FIAとしてもこの話が最初に国を通してJASRAC側から申し込まれた際に、「何をいまさら」「まずは著作権について納得いくまで説明してもらおう」など、いろいろな意見がありました。そして、著作権問題に詳しい弁護士に相談しました。すると、「もう昭和45年当時と違い、“正当な著作権者の権利は保護されるべきである”、つまりは“正当にお金を支払うべき”という考えが社会で醸成されてきており、国もそういう方向である」と言われました。社交ダンス教室が著作権の支払い義務を巡って裁判を起こしたことがありましたが、実際に判例はそのような方向で出てしまっているのです。そこで、「支払いの是非を争っても結局はさかのぼって徴収ということになる。それであれば、払う・払わないを交渉するのではなくて、条件を決めよう」ということになり、JASRACと折衝を続けてきました。

使用料規程が面積と月会費で決まっていることについては、「会員が多い、少ない、クラブが広い、狭いなどには関係しないのか?」という意見もあると思います。本来、音楽の使用料は使われた音楽ごとに払われるべきものであり、誰の、なんという曲をいつ演奏したか、ということ個別に管理することが必要です。実際にカラオケ業界ではそのように管理しています。それは、カラオケ業界では通信システムによって全曲個別管理が可能だからです。対して放送局は売り上げ対比、利率性方式がとられています。それは多様な楽曲の使用で個別管理が困難なためです。

フィットネスクラブでも、クラブごとに会員数やクラス数など多様であり、さらに指導では細切れに多数の曲を使用していること、また使用実績は1日何十曲にもおよび、個別管理は難しくなります。しかし“売り上げ対比制”をとったときには、企業として売り上げ実績や在籍会員数ごとの実態の数字、経営の数字を、JASRACという外部に報告することが可能か、ということが検討されました。

そして最終的に、売り上げや会員数などの実績数値の報告は困難であること、そして全曲報告の手間は非現実的である、と判断して報告もしないかたちで課金システムをつくる方向性を決め、月会費と利用面積から算出することに決定しました。このようにいろいろな経緯を経て、この料金表が適用されたということを理解していただけたら嬉しいです。では、これよりご質問をどうぞ。

Q)我々は指定管理者として市の体育館などを管理し、レッスンを行っています。その場合は支払い義務があるのですか? また、支払い義務がある場合、それはクラブ側が払うのか、当該施設を管理している市が払うのでしょうか?

A)公共だからということで免除にはなりません。しかし、支払いについてはJASRACとしては、「委託者が払っても受託者が払ってもどちらでも結構ですから、とにかく払ってください」とい

う考えです。FIAに加盟して下さっている企業さまの例からすると、「多くの場合は市や県などとやりあっても、結局当社に押し付けられてしまうんです」というのが実情のようです。

Q) ヨガスタジオやコンビニフィットネス、ピラティススタジオについてはどのような話になっているのでしょうか？

A) そのようなところにも、おそらくすでにクラブにお送りしたものと同じ資料が届いていると思います。音楽使用が20坪以下、66㎡以下の面積の場合には、料金表の半額とする、という特例をこの料金表に盛り込んでいる理由は先のようなサーキット型の施設なども考えに入れていたからです。

Q) 団体割引というのはFIAに加盟していれば、の話なのですかね？

A) はい。団体割引はFIAとJASRACが密約を交わしたわけではなく、JASRACの料金徴収の内規のなかに、もともと「大口団体割引」というのがあります。対象は「全国の25都道府県以上にわたって組織されていること」、「業種の利用者(お客さま)の1/3以上を管理している団体が対象」となっています。たまたまFIAがそれに合致する団体であったわけです。JASRAC側の事務手続き作業がその団体によって大幅に軽減されるため、20%の割り引きをするという規程が適用されます。

Information

お知らせ

■「FIA会員 情報漏えい賠償責任保険制度」

平成23年度募集のお知らせ



平成17年4月に個人情報保護法が全面施行されてから、丸6年が経ちました。個人情報の漏えい事故は年々増加しており、平成22年の半年間のみで漏えい件数684件、想定損害賠償総額364億3,705万円、損害賠償額を1人当たりの平均で見ると4万823円となっており、非常に高額です。原因の約4割が誤操作、3割が管理ミス、約2割が紛失や盗難、残りの1割がウイルスや不正な持ち出し、不正アクセスとなっています。業種別の漏えい件数では、公務の239件が最多、続いて金融・保険業、教育・学業支援業、医療・福祉、そしてサービス業が5番目に多く35件でした(出展:日本ネットワークセキュリティ協会 2010年情報セキュリティインシデントに関する調査報告書 上半期速報版)。このように、情報漏えい事故は賠償に大きな金額が発生することが大きな特徴です。

また、個人情報の漏えいは紛失や盗難などの原因からもわ

かるように、予防しても発生してしまいます。“つい”“うっかり”の誤操作も大きな原因となっています。もし、事故が発生したら、多額の賠償金のために会員企業の経営にも影響が及ぶかもしれません。そういった場合でも、あわてずにそして迅速に対応するために、協会では「情報漏えい賠償責任保険制度」を用意しています。これは賠償に大きな費用がかかったとしても誠意をもってきちんと賠償責任がとれるように、FIA会員企業を守るため平成18年に設立した特別な制度です。今年で設立6年目を迎え、多くの会員企業が加入しております。ご加入は会員企業それぞれの判断となりますが、このような背景を踏まえて、ぜひご加入の検討をおすすめいたします。詳細は、今月下旬に配布するパンフレットをご覧ください。

Member's Board

会員掲示板

◆省エネ機器モニター募集！！◆

FIA会員さま限定で当社の省エネ機器のモニター販売を行います。ランニングコスト低減、省エネをご検討中でしたらぜひご相談ください。

- ・業務用エコキュート
- ・ヒートポンプシステム
- ・潜熱回収型無圧式温水機

現在ご使用中の温水機、ボイラなどから上記3機種への取り替えが対象となります。機器本体を特別モニター価格にてご案内致します。機種、能力、組合せなど多数ございますので、営業担当までお問い合わせください。現場調査を含めお見積り、ご相談は無料です！ この機会にぜひ省エネ機器のご検討をお願い申し上げます。※既存の温水機、ボイラなどから省エネ機器に取り替えた場合のランニングコスト比較データ、当社のアンケートなどにご協力いただくことが条件となります。



潜熱回収型無圧式温水機



巴ヒートポンプシステムecot

(お問い合わせ)

株式会社巴商会

住所: 千代田区神田東松下町27

TEL: 03-3254-2611

FAX: 03-3256-7668

担当: 坂井

◆電力不足を補う、注目節電アイテム◆

天井照明反射板MCPET α は、30～50%省エネが可能なアイテムです。天井の照明にこの反射板を設置すると、反射板は反射率(99%以上)、拡散反射率(95%以上)と高いため、照明器具の配置状況によっては蛍光灯を間引いても明るさをキープできます(注:間引く本数により異なります)。さまざまな照明器具に対応可能、オーダーメイドで製作もいたします。

参考価格(1枚あたり):2,100～4,950円

<設置メリット>

- ・照明にかかる電気代の削減が可能
- ・初期投資を最小限で省エネ・省コストが可能
- ・CO2削減が可能
- ・施工不要で簡易設置が可能
- ・間引きした蛍光灯の再利用が可能

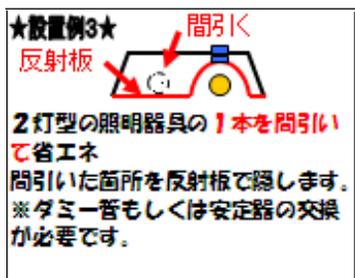
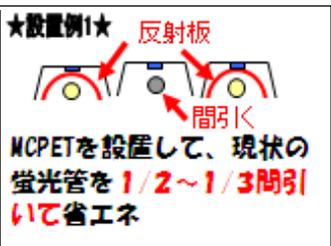
(設置前)



(設置後)



(設置例1～3)



(お問い合わせ)

シーユーピー株式会社

東京オフィス 〒101-0032

東京都千代田区岩本町3-4-5

TEL:03-5833-5220 FAX:03-3865-4166

岡山本社 〒700-0901

岡山県岡山市北区本町3-6

TEL:086-221-9555 FAX:086-221-1218

New Face

新規加盟企業紹介

株式会社フィットネス・イノベーション

(東京都町田市)

ご挨拶

この度はFIAに加盟させていただきありがとうございます。

弊社は平成20年6月、設立と同時に町田のホットヨガ施設アイルアピの受託運営を開始しました。平成21年に神奈川県相模大野と静岡県浜松市のフィットネスクラブの受託運営を開始し、同年末に3店舗を運営受託から施設の賃貸借契約に切り替え、現在は直営店として経営しております。

代表の増田はフィットネスクラブ・ワウディーの創業者です。増田はジム・スタジオ型のフィットネスクラブを日本で本格的に展開しました。新しいスタイルのフィットネスクラブを展開することによって、より一層のフィットネスの普及を目指しましたが、平成19年に経営に行き詰まり、志半ばで挫折しました。今後は、これまでの経験を活かして、地域に密着した質の高いフィットネスクラブをしっかりと経営して日本のフィットネス文化の定着に貢献したいと考えています。FIA会員の皆さまのご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(代表取締役 増田秀俊)



【株式会社フィットネス・イノベーション】

本社 / 〒194-0013 東京都町田市原町田4-5-7

町田 ヒカリビル3F

電話 / 042-724-4841

設立 / 平成20年6月13日

事業内容 / フィットネスクラブ経営、ヨガスタジオ経営、
フィットネスクラブ・コンサルティング他

直営施設 / ・アイルアピ町田

- ・フィットネス&スパ ライフウェル相模大野
- ・フィットネス&スパ ライフウェル浜松

Associate members

賛助会員紹介

株式会社ヴィクトリー

節水はするなっ!

企業PR

弊社は、日本における節水システムのパイオニアとして、施設全体での節水を実現する『ヴィクトリートータル節水システム』や『特殊水洗器具』の開発・製造・販売をしております。弊社サービスの導入による水道・燃料費の削減・CO2削減をお客さまに提供し続けております。さらにこれまでの経験・実績により、ただ『しぼる』だけの節水から水量の適正化を図る『適切水』にシフトし、施設さまの満足・利用者満足・省エネ貢献を実現します。

主要商品・サービス

『ヴィクトリートータル節水システム』は、ホテル・旅館などの宿泊施設・病院・学校・スポーツクラブ・フィットネスクラブ・スーパー銭湯などの集客および、水を多く使用する施設さまで高い節水効果を発揮します。月々の経費削減金額のなかから費用をお支払いできるご提案をいたします。

提案力

詳細な現場調査に基づき、毎月の経費削減金額・設備費をシュミレートし、お客さまに最適のご提案をいたします。現場調査・データ診断を通して、弊社でできること・できないことを明確にし、ご納得いただいたうえで導入していただいております。

商品力

シャワー・トイレ・蛇口など、水の使用方法に応じた節水器具を用意しております。使用感を損なうことなく節水できる特殊構造と調整ノウハウをもっております。

サポート力

導入後、5年間の商品保証と定期点検を行っております。施設の運営に支障が出ないよう、弊社では万全のサポート体制を整えております。

ただ水を絞ればよい「節水」の時代は終わりました。

会社概要

会社名/株式会社ヴィクトリー

代表者/代表取締役 昆 勝男

所在地/静岡県三島市西若町9-20

東日本地区本部 / 東京都中央区築地4-1-12

担当部署/東日本地区本部

担当者/千田啓二(ちだけいじ)

連絡先/TEL 03-3549-0580 FAX 03-3836-5416

E-mail /k.chida@victory-net.jp HP/http://www.victory-net.co.jp

New Clubs

出店情報

4月のオープンクラブ

コナミスポーツクラブ 和泉府中

所在地: 大阪府和泉府中町1丁目

フチュール和泉内4-5F

TEL:0120-919-573

●FIA会員

セントラルウェルネスクラブ成瀬

所在地: 東京都町田市成瀬が丘2-28-1

TEL:042-796-3331

●FIA会員

ユアー スポーツクラブ習志野

所在地: 千葉県船橋市西習志野2-5-7

TEL:047-467-0505

●FIA会員

Issue

記事

男児水死事故、業過致死容疑で引率者書類送検

東京都利島村の漁港で昨年7月、千葉県市川市のスポーツクラブが主催するツアーに参加していた小学2年の男児(当時7歳)＝同市＝が水死した事故で、警視庁捜査1課は引率したスポーツクラブの女性経営者(44)と女性従業員2人を業務上過失致死容疑で書類送検した。

同課によると、女性経営者は「監視体制を徹底せず、場当たりの監視だったので、全体の児童に目が行き届いていなかった」と容疑を認めている。男児は身長128cmだったが、おぼれた場所の水深は約2.5メートルだった。

(2011.3.2 日本経済)

スポーツクラブの東祥、群馬・太田に開業

ベイシアの商業施設に

スポーツクラブ運営の東祥は1日、ベイシアが昨年開業した大型モール「パワーモールおおた」(群馬県太田市)に新店舗を出店した。群馬県内では前橋市、高崎市、伊勢崎市に次いで4店目だが、ベイシアグループの商業施設への出店は初めて。初年度は会員数2,500人、売上高2億1,000万円を目指す。

「ホリデイスーツクラブ太田」はジムや、スタジオ、25mプールなどを備える。土地はベイシアからの賃借で、建築費と設備購入費で4億円を投資した。延べ床面積は2,000㎡と従来店より約2割小さくし、建築・運営コストを抑えた。

東祥は栃木県でも宇都宮店(宇都宮市)を展開。「栃木、茨城両県でも物件探しを進めており、よい物件があれば積極的に出店したい」(同社)としている。

(2011.3.2 日本経済)